

平成30年第1回 広島市議会定例会提出案件
(平成30年度関係分)

予算案	条例案	その他の案 議	計
23件	31件	6件	60件

1 予 算 案

- (1) 平成30年度広島市一般会計予算
- (2) 平成30年度広島市住宅資金貸付特別会計予算
- (3) 平成30年度広島市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- (4) 平成30年度広島市物品調達特別会計予算
- (5) 平成30年度広島市公債管理特別会計予算
- (6) 平成30年度広島市広島市民球場特別会計予算
- (7) 平成30年度広島市用地先行取得特別会計予算
- (8) 平成30年度広島市西風新都特別会計予算
- (9) 平成30年度広島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (10) 平成30年度広島市介護保険事業特別会計予算
- (11) 平成30年度広島市国民健康保険事業特別会計予算
- (12) 平成30年度広島市競輪事業特別会計予算
- (13) 平成30年度広島市中央卸売市場事業特別会計予算
- (14) 平成30年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計予算
- (15) 平成30年度広島市駐車場事業特別会計予算
- (16) 平成30年度広島市開発事業特別会計予算
- (17) 平成30年度広島市市立病院機構資金貸付特別会計予算
- (18) 平成30年度元宇品町財産区特別会計予算
- (19) 平成30年度三入財産区特別会計予算
- (20) 平成30年度砂谷財産区特別会計予算
- (21) 平成30年度広島市水道事業会計予算
- (22) 平成30年度広島市下水道事業会計予算
- (23) 平成30年度広島市安芸市民病院事業会計予算

2 条 例 案

- (1) 広島市個人番号の利用に関する
条例の一部改正について
(企画総務局)

行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律の改正に伴
う規定の整備

施行期日 平成30年4月1日

- (2) 広島市公立大学法人評価委員会
条例の一部改正について
(企画総務局)

地方独立行政法人法の改正に伴う規定の整
備

施行期日 平成30年4月1日

- (3) 広島市病院事業地方独立行政法
人評価委員会条例の一部改正に
ついて (健康福祉局)

地方独立行政法人法の改正に伴うもの

(主な改正内容)

広島市病院事業地方独立行政法人評価
委員会の所掌事務を定める。

施行期日 平成30年4月1日

(4) 職員の退職手当に関する条例等
の一部改正について
(企画総務局)

定年退職等に係る支給月数を引き下げるもの

(例) 勤続年数35年以上の定年退職

(現行) (改正)

49.59月 → 47.709月

施行期日 平成30年4月1日

(5) 広島市農林水産関係手数料条例
の一部改正について
(経済観光局)

農業災害補償法施行規則の改正に伴う規定
の整備

施行期日 平成30年4月1日

(6) 広島市都市計画関係手数料条例
の一部改正について
(都市整備局)

(主な改正内容)

地方公共団体の手数料の標準に関する政
令の改正に鑑み改正するもの

砂利採取計画認可申請手数料等を改定
する。

(例) 砂利採取計画認可申請手数料
1件につき

(現行) (改正)

3万7,000円→3万3,900円

施行期日 平成30年4月1日

(7) 広島市消防関係手数料条例の一部改正について (消防局)

(主な改正内容)

- 1 第5次地方分権一括法による高圧ガス保安法の改正等に伴うもの

高圧ガス容器検査手数料等を定める。

(例) 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器
内容積500リットルの容器
1個につき1万6,000円

- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの

危険物貯蔵所設置許可申請手数料等を改定する。

(例) 準特定屋外タンク貯蔵所
(現行) (改正)
1件につき 53万円→57万円

施行期日 平成30年4月1日

(8) 広島市印鑑条例の一部改正について (企画総務局)

(主な改正内容)

印鑑登録者が本人確認書類を提示して印鑑登録証明書の交付申請の手続きを行うことができるようにするもの

施行期日 平成30年4月1日

(9) 広島市湯の山温泉館条例の一部
改正について（経済観光局）

広島県の公衆浴場入浴料金の統制額の改正
に鑑み、湯の山温泉館の利用料金の上限額
を改めるもの

(例) 12歳以上の者

(現行) (改正)

1人1回につき350円→380円

施行期日 平成31年4月1日

(10) 広島市湯来福祉会館条例の一部
改正について（健康福祉局）

介護予防サービスに係る保険給付が介護予
防・日常生活支援総合事業へ移行すること
による経過措置の終了等に伴う規定の整備

施行期日 平成30年4月1日

(11) 広島市ひとり親家庭等医療費補
助条例の一部改正について
（健康福祉局）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律等の改正に伴う規定の
整備

施行期日 平成30年4月1日

(12) 広島市幼保連携型認定こども園設備等基準条例の一部改正について（こども未来局）

第7次地方分権一括法による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴うもの

1 題名の変更

現 行	広島市幼保連携型認定こども園設備等基準条例
改 正	広島市認定こども園設備等基準条例

2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び運営の基準を定める。

施行期日 平成30年4月1日

(13) 広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部改正について（健康福祉局）

児童福祉法の改正に伴うもの

（主な改正内容）

新たに創設される居宅訪問型児童発達支援の事業に係る人員、設備及び運営の基準を定める。

施行期日 平成30年4月1日

(14) 広島市児童館条例の一部改正について（教育委員会）

児童館を新設するもの

名 称	位 置
広島市広瀬児童館	中区広瀬町2番17号

施行期日 平成30年5月1日

(15) 広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について（健康福祉局）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴うもの

（主な改正内容）

新たに創設される就労定着支援及び自立生活援助の事業に係る人員、設備及び運営の基準を定める。

施行期日 平成30年4月1日

(16) 広島市こども療育センター条例の一部改正について（こども未来局）

1 こども療育センターの建替えに伴い、同センターの位置を改めるもの

位置の変更

現 行	東区光町二丁目15番55号
改 正	東区光町二丁目15番55号 （育成園及び山彦園にあっては、南区南蟹屋二丁目1番11号）

2 児童福祉法等の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成30年4月1日

(17) 広島市心身障害者福祉センター
条例及び広島市障害者デイサー
ビスセンター条例の一部改正に
ついて（健康福祉局）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律の改正に伴う規定の整
備

施行期日 平成30年4月1日

(18) 広島市皆賀園条例の一部改正に
ついて（健康福祉局）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律の改正に鑑み改正する
もの

（主な改正内容）

皆賀園の行う事業に、就労定着支援に
係る事業を加える。

施行期日 平成30年4月1日

(19) 広島市国民健康保険条例の一部
改正について（健康福祉局）

国民健康保険法の改正等に伴うもの

（主な改正内容）

1 国民健康保険の都道府県単位化に
伴うもの

(1) 広島県に対する納付金に係る規
定を保険料の賦課規定に追加す
る。

(2) 葬祭費の額を引き下げる。

（現行）	（改正）
4万円	→ 3万円

2 保険料の基礎賦課限度額を引き上
げるもの

（現行）	（改正）
54万円	→ 58万円

施行期日 平成30年4月1日

(20) 広島市介護保険条例の一部改正
について（健康福祉局）

（主な改正内容）

- 1 平成30年度から平成32年度までの各年度の保険料率を定めるもの

対 象 者 ※		現行（年額）	改正（年額）
生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税		3万1,685円	3万3,318円
世帯全員が市民税非課税	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下		
	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下	4万9,287円	5万1,828円
	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超	5万2,808円	5万5,530円
本人が市民税非課税（世帯の中に市民税を課税されている者がいる場合）	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下	6万3,369円	6万6,636円
	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超	7万 410円	7万4,040円
本人が市民税課税	前年の合計所得金額が125万円以下	7万7,451円	8万1,444円
	前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	8万8,013円	9万2,550円
	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	10万9,136円	11万1,060円
	前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	11万6,177円	12万5,868円
	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	12万6,738円	13万6,974円
	前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	14万 820円	15万1,782円
	前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	15万4,902円	16万6,590円
	前年の合計所得金額が1,000万円以上	16万8,984円	18万1,398円

※表の対象者欄に記載の所得指標は改正後のものであり、現行の所得指標とは異なる。

2 介護保険法施行令の改正に伴うもの

保険料段階を判定するための所得金額について、合計所得金額から租税特別措置法に規定する土地等の譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いる。

施行期日 平成30年4月1日

(21) 広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部改正について（健康福祉局）

（主な改正内容）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴うもの

看護職員による居宅療養管理指導が廃止されることに伴う経過措置を定める。

施行期日 平成30年4月1日

(22) 広島市後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について
(健康福祉局)

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に
伴うもの

国民健康保険の住所地特例の適用を受け
る者で75歳に達したものと等につい
て、その適用を引き継ぎ、被保険者と
する。

施行期日 平成30年4月1日

(23) 広島市汚染土壌処理業許可等申
請手数料条例の一部改正につい
て(環境局)

土壌汚染対策法の改正に伴うもの

汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受承認
申請手数料等を定める。

(例) 譲渡及び譲受承認申請手数料
1件につき 12万円

施行期日 平成30年4月1日

(24) 広島市使用済自動車の引取業者
登録等手数料条例の一部改正に
ついて(環境局)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令
の改正に伴うもの

破砕業変更許可申請手数料を改定する。
(現行) (改正)
1件につき7万5,000円→6万7,000円

施行期日 平成30年4月1日

(25) 広島市難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく過料に関する条例の制定について
(健康福祉局)

難病の患者に対する医療等に関する法律の一部の施行に伴うもの

医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者等に対し科す過料を10万円以下と定める。

施行期日 平成30年4月1日

(26) 広島市旅館業法施行条例の一部改正について (健康福祉局)

(主な改正内容)

旅館業法の改正に伴うもの

旅館・ホテル営業の施設の構造設備に係る基準のうち、条例で規定することとされているものについて定める。

施行期日 平成30年6月15日

(27) 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
(環境局)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴うもの

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等を定める。

(例) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料
1件につき 14万7,000円

施行期日 平成30年4月1日

(28) 広島市道路占用料徴収条例等の一部改正について（道路交通局）

（主な改正内容）

1 道路占用料の改定をするもの

（例）第2種電柱（1級地）

（現行）（改正）

1本1年につき1,800円→2,100円

2 占用面積等の端数処理方法を改めるもの

（例）

現 行	1平方メートル未満切上げ
改 正	0.01平方メートル未満切捨て

施行期日 平成30年4月1日

(29) 広島市市営住宅等条例の一部改正について（都市整備局）

第7次地方分権一括法による公営住宅法の改正に伴うもの

1 入居者（認知症である者等に限る。）からの収入申告等が困難と認める場合、官公署の書類の閲覧等により把握する収入に基づき当該入居者の家賃を定めることができることとする。

施行期日 平成30年4月1日

2 現地建替を基本としていた市営住宅建替事業に近接地へ集約して行う建替事業を追加する。

施行期日 公布の日

(30) 広島市公園条例の一部改正について（都市整備局）

1 公園使用料の改定等をするもの

（例）電柱

（現行） （改正）

1本1年につき1,200円→1,400円

2 都市公園法施行令の改正に伴い、公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限を、100分の50と定めるもの

施行期日 平成30年4月1日

(31) 広島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（消防局）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正によるもの

損害補償の補償基礎額の扶養加算額の改定

（現行） （改正）

（例）配偶者 333円 → 217円
子 267円 → 333円

施行期日 平成30年4月1日

3 その他の議案

- (1) 町及び字の区域の変更について
(企画総務局)

住居表示の実施のためのもの

(安佐南区)

現 在	変 更 後
山本町字小原の一部	山本六丁目
山本町字方置山の一部	山本新町四丁目

- (2) 広島県後期高齢者医療広域連合
規約の変更の協議について
(健康福祉局)

広島県後期高齢者医療広域連合の広域連合
電算処理システムに係る機器の更新に当
たり、当該機器に要する経費について、関係
地方公共団体が負担する割合を定めるもの

(負担する割合)

広域連合規則で定める経費を経費割で
負担する。

(3) 公立大学法人広島市立大学の業務に関する料金の上限の変更に係る認可について
(企画総務局)

公立大学法人広島市立大学の業務に関する料金の上限を平成30年4月1日から変更することについて認可するもの

(変更内容)

新たに設置する国際学生寮の使用料の上限を定める。

月額2万円

(4) 地方独立行政法人広島市立病院機構第2期中期計画の認可について (健康福祉局)

地方独立行政法人広島市立病院機構の第2期中期計画を認可するもの

(5) 広島高速道路公社定款の変更に
係る同意について (道路交通局)

広島高速道路公社が定款の変更に係る国土
交通省中国地方整備局長の認可を受けよう
とするもの

(変更内容)

基本財産の額の変更

変更前 A	829億 460万円
変更後 B	845億7,960万円
増減 B - A	16億7,500万円

(6) 包括外部監査契約の締結につい
て (監査事務局)

包括外部監査契約を締結するもの

契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告

契約上限額 1,700万円

相手方 住所 広島市東区牛田新町三丁
目18番27号2F

氏名 大濱 香織

資格 税理士

[追加提出予定案件]

(1) 教育委員会委員の任命の同意について（企画総務局） 任期満了によるもの

(2) 広島県公安委員会委員の推薦の同意について（企画総務局） 任期満了によるもの

(3) 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について（財政局） 任期満了によるもの

[参考]

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦について（市民局） 任期満了によるもの